

平成 22 年度植物防疫事業・農薬安全対策の進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

はじめに

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目・相手国は多岐にわたるうえ、さらに増加する状況にある。それに伴い、海外から病害虫が侵入する可能性も増加する。歴史的に見ると、国内外を問わず、病害虫のまん延が深刻な農業被害をもたらす国民生命に重大な影響を及ぼすことを経験している。国際物流が膨大となっている現代においては、病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の役割はさらに重要になっている。また、病害虫防除については、食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中で、人の健康はもとより、環境への負荷の低減にも配慮した防除体系に転換していく必要がある。

農薬の安全対策については、近年の食品に関する事件や事故により、食品の安全に関する消費者の関心や要望が一層高まる中、科学的な安全性評価を根幹とした農薬登録を行ったうえで、適正に農薬を使用することの重要性が大きくなってきている。具体的には、科学の進歩や安全性評価の方法の改善に対応した農薬登録制度の見直しを進め、農薬そのものの安全性を確保していくとともに、農薬を保管管理を含めて適正に取り扱うことと、使用基準を遵守することを徹底する必要がある。このような取り組みを継続して実施していくことによって、国産農産物の安全確保が進むとともに、国民に安全な食品を供給できると考える。

I 平成 22 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 22 年度予算においては、的確な病害虫防除のために必要な発生予察手法の策定や効果的な防除技術の確立、農業生産に甚大な被害を与える重要病害虫の侵入・まん延防止および根絶に向けた防除対策の実施等の植物防疫を巡る重要課題に重点を置いている。

一方、農薬安全対策に関する平成 22 年度予算においては、従来からの農薬の適正使用・管理の徹底、農産物

Government Projects on Plant Protection in 2010.

(キーワード：平成 22 年度、植物防疫事業、農薬安全対策事業)

などに含まれる有害物質のリスク管理対策の強化、並びに試験成績の信頼性確保を目的として試験の適正実施に向けた試験従事者等への研修に加え、残留農薬調査を行うために必要な分析機器等の整備への支援を行うこととした。

II 発生予察手法の改善などの検討について

我が国の国内食料自給率の向上や安定的な農産物生産のみならず、消費者が求める高品質の農産物の供給には、病害虫の防除は不可欠である。他方、国民・消費者の環境に対する関心が高まっており、病害虫防除にも環境への負荷低減が求められている。このため、農薬だけに依存した防除から、複数の防除技術を取り入れた環境負荷を低減する作物管理の概念である総合的病害虫・雑草管理 (Integrated Pest Management : IPM) を導入した防除体系への転換を推進しているところである。

効率的かつ効果的な防除を行い、IPM を実効性の高いものにするためには、病害虫の発生動向を的確に把握する必要がある。しかし、新たに我が国に侵入し、施設栽培などで減収減益をもたらしている昆虫が媒介するウイルス病や、生産圃場周辺環境や生産体系の変化により新たに顕在化した病害虫については、適時の防除実施が困難となっている。この要因の一つには、発生予察の手法が未策定であるために的確な発生状況が把握できず、効率的・効果的な防除に至っていないことが挙げられている。このため、平成 22 年度からは、既存の発生予察の調査手法に改良を加えるとともに、手法が未確立であった病害虫に対する調査手法の策定などを行い、的確な病害虫発生予察情報に基づく効率的・効果的な防除のための防除技術を確立することとしている。

III 農林水産航空事業を巡る状況について

有人ヘリコプターおよび無人ヘリコプターによる空中散布などについては、近年の環境問題や健康へのリスクに対する関心の高まりなどから、より一層の安全対策が求められている。特に、水稻の病害虫防除で無人ヘリコプターの利用面積が増加しており、より一層の安全性確保が求められている。これを踏まえ、平成 20 年 7 月に、

無人ヘリコプター利用時の安全対策を定めた通知を改正し、さらなる安全対策の強化を図ったところである。

その実効性を高めるためには、農業者団体や行政部局等を構成員とした、都道府県および地域単位の「協議会」の設置を推進し、活動内容の充実を図ることが重要である。今後は、協議会による実施体制の強化を図り、

- ① 作業環境に対応した散布区域、散布除外区域、散布薬剤の剤型等について十分に検討したうえで事業計画を策定すること
 - ② 実施区域とその周辺における他作物、家屋、学校や病院等の公共施設に対して特段の配慮を行い、危被害防止対策に万全を期すこと
 - ③ 実施区域近隣の学校、病院等の公共施設および居住者等に対して、あらかじめ空中散布などの実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡すること
- 等の取り組みを徹底し、地域関係者の理解と協力を得ながら病害虫の発生状況などに応じて的確な空中散布を行うよう指導に努めることとしている。

IV 植物検疫の諸課題について

1 国内検疫について

農業生産に多大な被害を与える重要な病害虫の侵入・まん延を防止するためには、輸入時のいわゆる「水際」での検疫措置のみならず、国内においても適切な対策を実施することが重要である。これらの病害虫の侵入を可能な限り早期に発見し、防除・封じ込めを迅速・的確に行うことにより定着・まん延を未然に防止することを目的として、都道府県および植物防疫所は、全国の生産地や輸入港等において、火傷病菌やミカンコミバエ種群等を対象とした侵入警戒調査を実施している。

また、かんきつ類などに感染し、収量の低下、感染樹の枯死等の大きな被害をもたらすカンキツグリーニング病（奄美群島の一部および沖縄県で発生）や、サツマイモなどを食害し、塊根に独特の臭気を発生させて食用に適さなくするアリモドキゾウムシ（トカラ列島、奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）など、国内の一部の地域のみで発生している重要な病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延の防止に努めるとともに、喜界町ではカンキツグリーニング病を対象とした緊急防除を行っており、早期の根絶・撲滅に向けた取り組みを実施している。

平成20年11月までに鹿児島県指宿市で発生が確認されたイモゾウムシおよびアリモドキゾウムシについては、鹿児島県と指宿市と協力し、これらの害虫を撲滅すべく、平成21年7月21日から植物防疫法に基づく緊

急防除を開始した。

また、平成21年4月に東京都青梅市のウメに国内で初めてプラムボックスウイルスが確認された。プラムボックスウイルスはモモやスモモ等の我が国の重要な果樹に被害を与えるおそれがあることから、直ちに全国調査を実施した結果、青梅市のほか、八王子市、あきる野市、日の出町および奥多摩町で発生が確認された。これらの地域では東京都および関係市町と協力し、平成22年2月20日からプラムボックスウイルスを撲滅すべく植物防疫法に基づく緊急防除を開始した。

このように、国内の重要病害虫対策においては、同定・分析等の知識・経験を有する植物防疫所や試験研究機関と、地域に密着した都道府県の防除所などが連携し、市町村や地域住民の理解を得ながら一致団結して対応に当たっている。

2 輸入植物検疫の取り組みについて

(1) 植物防疫所の体制整備について

植物防疫所では、水際における植物検疫業務を適正かつ円滑に行うための人員配置を行っている。

特に、平成22年度は、海空港の国際化対応として、①平成22年10月に国際空港としての拡張が予定されている羽田空港への対応要員の確保（改組・新設される横浜植物防疫所羽田空港支所の増員）、②本年3月に既に民間供用が開始された茨城県の百里飛行場への対応要員の確保（横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所の増員）を行うこととしている。

これらの体制整備のために、平成22年度末の植物防疫官数は昨年同時期から5名増員し、886人となる予定である。

(2) 栽培用植物の輸入検疫の強化について

近年、スイカ果実汚斑細菌病などの日本未発生の病害が、栽培用植物に感染した状態で輸入され、国内に侵入およびまん延することが危惧されている。

これらに対応するため、従来の血清学的診断法（ELISA法）に加え、平成21年10月から、さらに精度の高い遺伝子診断法（PCR法）を導入しており、今後も輸入検疫の強化について検討することとしている。

3 輸出促進に係る植物検疫の取り組みについて

現在、農林水産省では、植物検疫上の理由で輸出ができない品目について、国内産地の要望を受けて、輸出相手国に対し、科学的根拠に基づいた解禁要請を行っている。

現在、中国向けのぶどう、かんきつ類等の10品目、韓国向けのりんごおよびなし、豪州向けのももおよびぶどう等7か国・1地域23品目について解禁または検疫条件の緩和の要請を行っており、我が国の病害虫の発生

状況や生産地での防除対策等の技術情報を提供し、相手国への病害虫侵入防止のための検疫措置を提案するなど、早期の解禁に向けた対応に努めているところである。

平成 21 年 10 月には、豪州向けうんしゅうみかんについて日豪両国間で輸出条件が確立し、輸出が可能となった。主な輸出条件は、トラップ調査およびモニタリング調査に基づく生産地域の指定、生産園地および選果こん包施設の登録、日豪植物検疫当局による合同輸出検査等である。

また、新鮮かつ高品質な農産物の輸出が可能となるよう、引き続き、集荷地において輸出検査を実施するなど輸出検疫の利便性の向上に取り組むこととしている。一方、輸出先国の輸入時の検査により検疫病害虫が発見されたり、残留農薬が検出されたこと等により、不合格となった旨の通報が増加している。我が国の農産物が継続的に輸出できるよう、諸外国の検疫条件に合致した農産物を出荷することが求められている。このため関係部署と連携して産地に対する指導、助言、情報提供等を行っていくこととしている。

4 国際条約について

国際植物防疫条約 (IPPC) 事務局が IPPC 第 10 条に基づき作成する植物検疫措置に関する基準 (ISPM) は、平成 22 年 2 月末時点で 32 本策定されている。これは SPS 協定における国際的な基準であることから、各国は原則として ISPM に基づいた植物検疫措置をとる必要がある。

毎年追加策定されている ISPM の内容が、我が国の植物防疫や貿易に与える影響が大きくなってきていることから、我が国の意見を ISPM に反映させることを目的に、ISPM の策定過程に積極的に参加することとしている。

また、IPPC では、検疫の対象となる病害虫は「これにより危険にさらされている地域の経済に重大な影響を及ぼすおそれのある有害動植物であって、まだその地域に存在しないか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ、公的防除が行われているもの」と定義されている。ここでいう公的防除とは、根絶または一定地域への封じ込めを目的に行う強制的な検疫措置とされている。我が国の植物防疫制度においても、緊急防除、移動規制等の国内検疫措置と輸入検疫における措置との整合性を図るため、病害虫の科学的なリスク評価を実施している。さらに、新たな知見により我が国未発生の病害虫が侵入するリスクが認められた場合には、栽培地検査対象植物や輸入禁止対象植物の追加等を行っている。

また、効率的・効果的な植物検疫を実施していくため、我が国が輸入している植物について、最新の情報を用い

て計画的に病害虫の侵入リスクの再評価 (包括的 PRA) を行っている。

V 農業安全対策の一層の推進

1 農業登録制度の見直し

最新の科学に基づいて農業の安全性を適切に評価するためには、農業登録に関する国際動向を注視しつつ、我が国の農業登録制度を検討することが重要であることから、平成 19 年 12 月以降「農業登録制度に関する懇談会」を開催し、この中で、農業の登録申請に提出が必要な試験成績について個別に検討を進めている。これまでに、作物残留性試験への GLP (試験の適性実施に関する基準) の導入、薬効・薬害試験の民間開放に係る検討事項、作物残留性試験の試験例数についての検討、飼料作物への農業使用に伴う畜産物への農業残留を確認する試験の導入について検討された。

今後も引き続き、新たな試験項目の導入や試験成績の内容等について検討を進めることとしている。

2 生産段階における農業の適正使用などの徹底について

農業を使用する際には、農業のラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分確認するとともに、散布時には農薬が飛散しないよう、周辺へ配慮することが必要である。農業の適正使用に関する指導の徹底にあつては、「農業適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)に基づき、農業の適正使用について指導を行うものとする。特に、①育苗箱などへの農業使用においては、薬液が周囲にこぼれ落ちないように慎重に行う、②水田への農業使用においては、地域の実態に合わせて農業を複数選択し、農業の種類に偏りがないうよう施用し、施用後は 1 週間程度の止水期間をとり、止水期間中の農業の流出を防止するよう必要な措置を講じること、については、引き続き重点事項として、生産団体の協力のもと、啓発パンフレットの活用などにより、指導を徹底することとしている。

さらに、最近の農業使用場面の多様化や土地利用形態の変化から、農業使用における周辺への配慮が重要であり、「住宅地等における農業使用について」(平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気局長通知)に基づき、農業使用に関する情報を周辺住民等へ事前に周知すること等について、関係機関を通じて継続して指導することとしている。

農薬の保管管理については、農薬危害防止運動などを通じて、適正に行うよう指導してきたところであるが、引き続き、地方農政局等を通じて指導を徹底することとしている。また、使用残農薬を適切に処理することは、農薬の誤使用や盗難の防止の観点からも重要であることから、農薬の使用状況調査などの機会を利用して、使用残農薬などの処理方法の周知および適正処理の指導を併せて実施することとしている。

3 無登録農薬の製造・販売の事案に係る対応

平成19年度、植物保護液と称する資材から、殺虫効果を有する成分が農薬としての効果が認められる程度の濃度で検出されたため、当該資材は無登録農薬と判断され、製造者または販売者に対し農薬取締法に基づく立入検査を実施した。

一方、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者への指導について」（平成19年11月22日付け19消安第10394号農林水産省消費・安全局長通知。以下「疑義資材通知」という）を発出し、生産現場において同様な資材を使用しないよう周知するとともに、無登録農薬と疑われる資材に係る情報を広く募るため、農林水

産省のホームページ上に「農薬目安箱」を設置した。

集められた情報については、農薬の効果を標榜している場合は、当該資材の製造者等に対して、農薬取締法や疑義資材通知の周知を徹底するとともに表示の是正指導を実施することとしている。また、農薬成分の混入が疑われる資材については成分分析を行い、分析した結果、農薬としての効果を有する含有量が確認された場合は、農薬取締法に基づく立入検査を実施することとなる。

無登録農薬を使用した生産現場においては、農産物の出荷停止等の影響も考えられるため、今後とも、生産現場においてこのような資材が使用されないよう、引き続き地方農政局や都道府県と協力して指導を徹底することとしている。

おわりに

これらの植物防疫に係る課題に的確に対応するため、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となった取り組みが必要である。本誌読者の皆様にも、一層のご支援とご指導をお願いしたい。

！新刊！

新版 農薬用語辞典

農薬用語辞典

社団法人 日本植物防疫協会 編
 菊判 416ページ
 価格：5,250円（税込）

◆ 農薬関連用語873種類について各分野の専門家が詳しく解説しました。

内容： 環境、毒性、製剤・施用法、分析、法令、行政、国際、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植調剤、生物農薬、栽培等に関連する用語

付録： 1) 農薬の形態分類・規格等
 2) 各種単位表
 3) 国内外の農薬関係機関・団体等の名称（和名・英名）
 4) 農薬関連用語（和：2,929語、英：3,586語）の対訳表

お問い合わせとご注文は

社団法人 日本植物防疫協会 出版情報グループ 〒170-8484 東京都豊島区駒込1-43-11
 郵便振替口座 00110-7-177867 TEL 03-3944-1561 FAX 03-3944-2103
 ホームページ：http://www.jppe.or.jp/ メール：order@jppe.or.jp